

海外旅行博覧会出展事業 民間競争入札の実施結果及び入札条件等の見直しについて

平成 21 年 3 月 24 日
独立行政法人 国際観光振興機構

今般、官民競争入札等管理委員会の決定に基づき、海外旅行博覧会出展事業の入札を実施したが、以下の事情により、落札者がなかったため、機構自らが本事業を実施することとした。

1. 入札手続

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 入札公告 | 11月21日(金) ~ 12月9日(火) |
| (2) 入札説明会 | 12月9日(火) |
| (3) 企画書等提出 | 12月10日(水) ~ 1月16日(金) |
| (4) 総合評価審査委員会(企画書説明) | 2月17日(火) |
| (5) 開札 | 2月27日(金) |

2. 入札結果

海外博覧会出展事業の一般競争入札には、説明会に9社が参加し、4社から企画書等の提出があった。技術審査の結果、4社全てが必須項目にかかる最低基準をクリアしたものの、開札の結果、参加4社ともに予定価格を大幅に超える価格での入札となったため不落となった。その後、即時再度入札を行うべく、4社に対し、入札参加者の意向を確認したところ、4社全てが辞退の意思を示したため、即時再度入札は実施していない。

3. 入札条件等の見直し

(1) 事業者ヒアリングの実施

入札の結果を受け、入札参加4社に対して、価格が高い理由や仕様において対応が困難な事項の有無についてメール、電話、面談等によりヒアリングを実施した。

各社からのヒアリング結果については、別紙の通り。各社とも従来の実施方法、従来費用積算、本事業の業務内容を十分理解していると認められる。また、本事業の業務内容に民間事業者にとって実施が困難なものは含まれていなかったと認められる。

また、ヒアリング結果から、予定価格と入札価格が乖離している理由としては以下が考えられる。

出展準備期間中(平成21年4月から平成22年1月末)、博覧会主催者や共同出展者へ対応等、事務局的な機能を維持するための経費として、人件費を厚く積算していると考えられること。

・共同出展者のサポートのための経費。必要なサポートを行うためには、事務局要員を期間中確保せざるをえない(A社)。

海外で実施するための為替リスク、不測の事態等を見込んだ見積もりとなっていること。

・為替リスク。経費のなかでも特に大きな割合を占めるブース設営については、現地の会社を使わざるを得ないため、為替リスクが生じている(A社)。

- ・海外での事業では当初段階で「見えない費用」(高い付加価値税など日本とは異なる商慣行、労働慣行の国での事業のため)が予想されること(B社)。
- ・海外での事業は日本とは環境が異なるため、不測の事態への対応を含めて体制を組む必要があること。特にブース運営については、現地コーディネーターの力量について計りかねる部分があるため、万全の体制を組む必要があると考えており、その点が費用を抑える点でネックとなる(C社)。
- ・ブース運営経費。1人の担当者がもっと広い業務範囲をカバーすれば、理論上ある程度の経費削減が可能と思われるが、現地での運営要員については、人材確保の目処が立っておらず、現時点ではどの程度経費削減が可能かは計りかねる(D社)。
- ・ブース装飾や運営における民間事業者の創意工夫に係る費用、それに対応した利益を見込んだ見積もりとなっていること。
- ・民間企業としての当社の強みは、経費削減よりも、アトラクション、ブースデザインなどを含め、企画面での貢献だと考えている。アトラクション経費など削減の余地はあるが、当社としては、企画としてベストのものを提案させていただくこととした(A社)。
- ・過去の実績開示からある程度予定価格の予想はついたが、民間企業としてある程度の利幅も考えた上で、当社としても満足の行く仕事をするにはこの価格、この企画を提示するという結論を出した(B社)。
- ・ブース設営費。提案をもっとシンプルなものとするれば、ある程度の費用削減は可能だと思われる(D社)。

(2)入札条件等の見直し

上記ヒアリング結果に対応し、入札条件の見直しについて以下のとおり検討を行った。

- については、契約期間の縮減による民間事業者の負担軽減の可能性も考えられるが、
- ・最も早く着手(4月)が必要な「共同出展者募集に関する業務」を対象業務から除外したとしても、続く「出展申し込み、出展手続業務」の開始は5月に迫っている。出展申込期限は主催者により6月と定められているものの、より良い出展場所を確保するためには早期の申し込みが必要であり、契約期間の縮減は限定的なものとならざるを得ないこと
- ・また、5月から6月に予定されている「出展申し込み、出展手続業務」「ブース運営計画の策定(の一部)」をも対象業務から切り離してしまうと、契約期間は半年程度となってしまうとともに、当初予定した包括的な出展事業と比べると小さな業務になってしまうこと、
- などから、契約期間の縮減は困難であると考えている。

については、JNTOとしても、これまでの実績等から為替リスクを見込んだ予定価格の積算をしているが、このようなリスクへの考え方は、海外での事業経験の違い等から各社において様々であり、これを入札条件に反映させることは難しいと考える。

については、民間事業者が従来の出展規模等を理解したうえでの提案であることから、これに対応するとすれば、ブース設営、装飾に係る費用をもう少し予定価格に計上することが考えられるが、予算上の制約があり現段階で対応することは困難。

4. 今後の対応について

上記3の通り、入札条件の変更は困難であると考えられる。一方、入札説明会に9社が、入札に4社が参加するなど、既に本件入札についての周知が十分に図られていることや、予定価格と今回の各社の入札価格の差額が大きいことを勘案すると、条件の変更を行わずに再公告を行ったとしても、民間事業者により落札される可能性は低いと考えられる。

また、出展申し込みの開始が例年5月と迫っており、早急な事業着手が必要であることから、本件事業については機構自らが実施することといたしたい。

以上

